# 不動産登記の嘱託職員を指定する省令 （平成十二年厚生省・労働省令第五号）

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、厚生労働省の所管に属する不動産に関する権利の登記の嘱託については、次の職員を指定する。

# 附　則

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一三年三月三〇日厚生労働省令第八四号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成一四年二月二八日厚生労働省令第二〇号）

この省令は、平成十四年三月一日から施行する。

# 附則（平成一四年四月一日厚生労働省令第五七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年九月三〇日厚生労働省令第一五一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、附則第三条から第六条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

# 附則（平成一六年二月二七日厚生労働省令第一八号）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

# 附則（平成一六年三月三一日厚生労働省令第七七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、附則第八条から第十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

# 附則（平成二〇年九月三〇日厚生労働省令第一四八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

# 附則（平成二一年一二月二八日厚生労働省令第一六七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

# 附則（平成二二年三月三一日厚生労働省令第三八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成二二年四月一日厚生労働省令第五八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年三月二九日厚生労働省令第四七号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 附則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第五九号）

##### １

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成二八年四月一日厚生労働省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。